

岩手県告示第884号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、山田都市計画事業織笠地区震災復興土地区画整理事業の換地処分をした旨山田町長から届出があった。

平成28年11月25日

岩手県知事 達 増 拓 也